

**刑事訴訟法**（配点 40 点）

**【問題】**

以下の【設問】に答えなさい。

**【設問 1】**（配点 15 点）

刑事訴訟法第 319 条 1 項において「強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白」は、「証拠とすることができない」とされている趣旨（理由）を述べた上で、同項の「その他任意にされたものでない疑のある自白」とは、どのような自白をいうか述べなさい（第 319 条 1 項の趣旨については見解の対立があるが、そのいずれかひとつに拠ればよい）。

**【設問 2】**（配点 10 点）

刑事訴訟法第 320 条 1 項において「公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外における他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない」とされている趣旨（理由）を述べなさい。

**【設問 3】**（配点 10 点）

刑事訴訟法第 197 条 1 項但し書において「強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない」とされている趣旨（理由）を述べなさい。

**【設問 4】**（配点 5 点）

刑事訴訟法第 218 条 1 項の「検証」とはどのような捜査か、その定義を述べなさい。

以上